綾瀬市地域支援事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、要支援・要介護状態になる前からの予防を推進するとともに、自立した生活の支援を図るため、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４５の規定に基づく地域支援事業（以下「地域支援事業」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（地域支援事業の種類）

第２条　地域支援事業の種類は、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）、包括的支援事業及び任意事業とする。

（総合事業の内容）

第３条　総合事業の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 訪問型サービス事業　掃除、洗濯などの日常生活上の支援を提供する事業

ア　従前の訪問介護相当サービス　訪問介護事業者によるサービス提供

イ　訪問型サービスＡ　人員等が緩和された基準での事業者によるサービス提供

ウ　訪問型サービスＢ　住民主体によるサービス提供

エ　訪問型サービスＣ　専門職による短期間での相談等のサービス提供

オ　訪問型サービスＤ　介護予防事業などと一体的に提供される移動支援など

(2) 通所型サービス事業　機能訓練や集いの場などの日常生活上の支援を提供する事業

ア　従前の通所介護相当サービス　通所介護事業者によるサービス提供

イ　通所型サービスＡ　人員等が緩和された基準での事業者によるサービス提供

ウ　通所型サービスＢ　住民主体によるサービス提供

エ　通所型サービスＣ　専門職による短期間での相談等のサービス提供

(3) その他生活支援サービス事業　一人暮らし高齢者への見守りを提供する事業等

(4) 介護予防ケアマネジメント事業　第１号から第３号までの事業が適切に提供できるようケアマネジメントを行う事業

ア　介護予防ケアマネジメントＡ　介護予防支援と同様のケアマネジメントを行う。

イ　介護予防ケアマネジメントＢ　介護予防支援の一部を省略したケアマネジメントを行う。

ウ　介護予防ケアマネジメントＣ　事業利用の初回のみアマネジメントを行う。

(5) 一般介護予防事業　要介護状態になることの予防など介護予防を推進する事業

ア　介護予防把握事業

イ　介護予防普及啓発事業

ウ　地域介護予防活動支援事業

エ　一般介護予防事業評価事業

オ　地域リハビリテーション活動支援事業

（総合事業の対象者）

第４条　前条第１号、第２号及び第４号に規定する事業の対象者は、法第１１５条の４５第１項第１号に規定する居宅要支援被保険者及び省令第１４０条の６２の４第２号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成２７年厚生労働省告示第１９７号）に定める様式第１（以下「基本チェックリスト」という。）の質問項目に対する回答の結果が様式第２に掲げるいずれかの基準に該当する第１号被保険者（以下「事業対象者」という。）とする。

２　前項で事業対象者となった場合であっても、要介護認定を受けた場合は当該有効期間開始日から対象としない。

３　前条第３号及び第５号に規定する事業の対象者は、市長が別に定めるものとする。

（総合事業の実施）

第５条　第３条第１号、第２号及び第４号に規定する事業は、厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」に基づき実施するものとする。

２　第３条第１項第３号及び第５号に規定する事業は、市長が実施するほか、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、医療法人、民間事業者、特定非営利活動法人、指定居宅サービス事業者、地域団体等に委託して実施することができる。

３　第３条第１項第４号に規定する事業は、綾瀬市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例（平成２６年綾瀬市条例第３１号。以下「条例」という。）の規定に準じて、実施するものとする。この場合において、条例第３３条第１２号並びに第１３号及び第１６号の規定は、第３条第１項第１号ア及び第３条第１項第２号アの規定に準用する。

（事業対象者の認定）

第６条　事業対象者の認定を希望する者は、綾瀬市事業対象者認定申請書（第１号様

式）に基本チェックリストを添えて市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の申請があったときは、基本チェックリストの内容を審査し、認定の可否を綾瀬市事業対象者認定（却下）通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

（高額介護予防サービス費等相当事業）

第７条　市長は、総合支援事業において、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を実施することができる。

２　高額介護予防サービス費等相当事業の利用者負担段階及び負担限度額等については、法第６１条及び法第６１条の２に定める規定を準用する。

（費用額及び利用者負担額）

第８条　総合事業における費用額及び利用者負担額は、市長が別に定めるものとする。ただし、第３条第１項第１号ア及びイ、第２号ア及びイ並びに第４号に規定する事業の費用額及び利用者負担額は、国が定める単価を基準として、介護報酬の算定と同様の方法により算出された額とする。

（包括的支援事業）

第９条　包括的支援事業の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 総合相談支援事業　保健及び医療並びに福祉などの関係機関との連携による高齢者０及びその地域の実態把握並びに相談支援を行う事業

(2) 権利擁護事業　成年後見制度などの権利擁護制度の普及啓発及び活用支援、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応並びに消費者被害の防止に関する情報提供を行う事業

(3) 包括的継続的ケアマネジメント事業　包括的・継続的な地域ケア体制の構築、介護支援専門員のネットワークの活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談及び支援困難事例への指導・助言を行う事業

(4) 在宅医療介護連携推進事業　在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進する事業

(5) 生活支援体制整備事業　地域課題と具体的な取組みを検討し、地域の関係機関等による生活支援サービスの提供体制を確保する事業

(6) 認知症施策推進事業　認知症の者に対する地域における支援体制の構築を図る事業

（包括的支援事業の対象者）

第１０条　包括的支援事業の対象者は、法第９条の規定による綾瀬市の被保険者及び被保険者を支援する者とする。

（包括的支援事業の実施）

第１１条　包括的支援事業は、市長が実施するほか、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、医療法人、民間事業者、特定非営利活動法人、指定居宅サービス事業者、地域団体等に委託して実施することができる。

（費用額及び利用者負担額）

第１２条　包括的支援事業における費用額及び利用者負担額は、市長が別に定めるものとする。

（任意事業）

第１３条　任意事業の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 介護給付費適正化事業

(2) 家族介護支援事業

(3) その他の事業

（任意事業の対象者）

第１４条　任意事業の対象者は、市長が別に定めるものとする。

（任意事業の実施）

第１５条　任意事業は、市長が実施するほか、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、医療法人、民間事業者、特定非営利活動法人、指定居宅サービス事業者、地域団体等に委託して実施することができる。

（費用額及び利用者負担額）

第１６条　任意事業における費用額及び利用者負担額は、市長が別に定めるものとする。

（委任）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

（旧要綱の廃止）

２　綾瀬市配食サービス事業実施要綱（平成５年４月１日施行）及び綾瀬市生きがい

デイサービス事業実施要綱（平成１２年４月１日施行）は廃止する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。ただし、第１条の改正規定は平成２１年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年９月１８日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第１号様式（第６条関係）

綾瀬市事業対象者認定申請書

年　　月　　日

（宛先）綾　瀬　市　長

申請者（対象者）　　氏　　名

次のとおり、基本チェックリストを添付のうえ申請します。

事業対象者認定事務に当たり、対象者の要介護状態区分を介護保険受給者管理台帳により確認することについて同意します。

認定時には、申請書及び基本チェックリスト並びに認定通知書の写しについて綾瀬市から担当の地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所に提示することに同意します。

<table>
<tr><td rowspan="3">対象者</td><td>ふりがな</td><td></td><td rowspan="2">生年月日</td><td colspan="2" rowspan="2">年　月　日（　　歳）</td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="2">綾瀬市</td><td>電話</td><td></td></tr>
</table>

次のとおり決定してよいでしょうか。

<table>
<tr><td colspan="2">決定区分</td><td colspan="3">□決定する
□決定しない　（理由　　）</td></tr>
<tr><td>起　案</td><td>・　　・</td><td colspan="2">決　　裁　　欄</td><td>公　印</td></tr>
<tr><td>決　裁</td><td>・　　・</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td rowspan="2">・　・</td></tr>
<tr><td>処　理</td><td>・　　・</td></tr>
</table>

第２号様式（第６条関係）

綾瀬市事業対象者認定（却下）通知書

年　　月　　日

様

綾瀬市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった事業対象者認定について、次のとおり認定（却下）したので、通知します。

対象者氏名	
生年月日	
住所	
却下理由	
備考	